

公立大学法人福井県立大学ホームページリニューアル業務について、提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

平成29年10月31日

公立大学法人福井県立大学 理事長 林 雅則

1 提案書の提出に係る事項

(1) 業務名

公立大学法人福井県立大学ホームページリニューアル業務

(2) 契約期間

ア 構築

契約締結日から平成30年3月31日まで

イ 稼働準備等

平成30年4月1日から平成30年6月30日まで

ウ 保守

平成30年7月1日から平成35年6月30日まで

(3) 業務内容

公立大学法人福井県立大学ホームページリニューアル業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。

(4) 提案上限金額

ア、イを合わせ、8,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）を上限とする。

2 提案書を提出する者に必要な資格

提案書を提出することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第4条に基づき定める一般競争参加者の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 受審資格認定の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 福井県内に本社もしくは支店等の開発拠点があること。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(5) 平成24年度以降において、法人の同種業務を履行した実績を有する者であること。

(6) この業務にかかる保守について、その体制が十分であり、長期にわたり迅速かつ円滑に対応す

ることができると思われる者であること。

3 実施要領の交付等に関する事項

- (1) 実施要領の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこのプロポーザルに関する問合せ先

〒910-1195

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学財務企画課

電話 0776-61-6000

- (2) 実施要領は上記のほか、本学ホームページで公開する。

4 資格の確認に関する事項

- (1) 提案書の提出を希望する者は、所定の参加申込書に必要書類を添えて資格の確認の申請をしなければならない。
- (2) 参加申込書の提出期限 平成29年11月10日（金）16時
- (3) 参加申込書の提出方法 持参または郵送によること。郵送の場合は提出期限までに到着すること。
- (4) 参加申込書の提出先 3（1）に同じ。

5 審査会の実施に関する事項

- (1) 日時 平成29年11月29日（水）
なお、時間については別途通知する。
- (2) 場所 公立大学法人福井県立大学本部棟

6 受託者の決定に関する事項

5の審査会の審査において、最も優れた提案を行ったと認められた者を受託予定者とする。

7 その他

- (1) 提案資格の喪失
実施要領による。
- (2) 契約書作成の可否
要
- (3) 契約保証金
公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。
- (5) この公告に掲げるもののほか、この提案書の提出に関し必要な事項は、実施要領による。